

千葉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第27号

千葉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

千葉市農業集落排水処理施設条例（平成4年千葉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る農業集落排水処理施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る農業集落排水処理施設の使用料については、なお従前の例による。